

[事案 28-212] 既払込保険料返還等請求

・平成 29 年 4 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

一部給付金受取後は同給付金が支払われる可能性がなくなることを理由に、既払込保険料の一部返還等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 3 月に契約（中途付加）された特定疾病保障特約について、以下の理由により、脳卒中に係る特定疾病給付金が支給された月以降の既払込保険料から 3 分の 1 を返還し、本紛争解決後の本特約の保険料からも 3 分の 1 を減額してほしい。

- (1) 本特約では、脳卒中に係る特定疾病給付金が 1 回しか支払われないため、同給付金が一度支払われた後、3 種類の給付金のうち 1 種類については支払われる可能性がなくなるので、本特約の保険料は 3 分の 1 が減額されるべきである。
- (2) もし、本特約の保険料が減額されない場合は、募集人は、減額されないことを説明しなかったという説明義務違反がある。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の各請求には応じられない。

- (1) 本特約は、所定の給付事由が発生した場合に急性心筋梗塞または脳卒中に係る特定疾病給付金が各 1 回、これらによる死亡時には特定疾病死亡保険金がそれぞれ支払われる 1 つの商品であり、その一部が支払われた後も、本特約が継続する限り、契約者は同じ保険料を負担する。
- (2) 本特約の内容は、非常にシンプルかつ明瞭で、パンフレットおよび約款にはその内容が明快に記載されている。したがって、契約時に、募集人もこの内容に沿った説明をしたと推測される。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。
- (2) 申立人の脳卒中に係る給付金の請求前後の状況等を確認するため、申立人の事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が本特約の保険料を減額すべきであったとは認められず、また募集人の説明義務違反も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。